

東庁舎 2階 “災害対策拠点”

災害対策機能の強化

問合せ 市役所危機管理課 ☎ 0587(32)1275

頻発し激甚化する自然災害に迅速に対応すべく、災害対策機能の強化を図るための「災害対策拠点」として、東庁舎 2階に災害対策本部室と危機管理課を配置しました。



※災害対策本部室は避難者を受け入れる施設ではありません。避難が必要な場合は、適切な避難所への避難をお願いします

これまで、本庁舎大会議室を利用して災害対策本部を設置・運営していましたが、開設完了までに時間を要することや、大会議室が利用できない場合、十分なスペースが確保できないといった問題がありました。

災害対策本部室を常設することにより、これらの問題が解決され、迅速な災害対応が可能となりました。

災害対策本部とは…

災害が発生、または発生する恐れがある場合に、市長が必要と求めたとき、災害対策基本法および稲沢市災害対策本部条例に基づき設置される機関です。

● 災害対策本部の主な機能

① 災害時における情報の収集・共有を行う機能

テレビやマルチスクリーンなどの機器を設置し、気象情報や被害状況、市内 10 地点に設置されている河川等監視カメラの映像などを映して、視覚的に情報の収集・共有を行います。

② 災害時における対応方針・対応措置の意思決定を行う機能

収集・共有した情報をもとに、避難所開設や避難情報発令の判断など、災害対策本部としての意思決定を行います。

③ 市と関係機関などが連携を図るための機能

災害対策本部室の隣室に、市職員・県職員・警察・自衛隊・社会福祉協議会など、各機関が情報を共有し連携を図るための災害対策室を設置しています。

- ✓ これらの機能により、災害対応の迅速化・防災体制の充実を図っていきます

災害時における応援・支援協定

市では、事業者・団体・行政機関との災害時における応援・支援協定などを約 120 締結し、災害に備えています。

協定の内容…物資の提供、応援職員の派遣、ボランティアの斡旋、一時的な避難所、避難場所としての施設の提供など

東庁舎 1階 “福祉の拠点”

福祉相談のワンストップ化 ※4月から実施

問合せ 市役所福祉課 ☎ 0587(32)1278

昨今、福祉問題は多様化しており、従来の支援のあり方では対応が困難な事例が増加しています。

そこで、行政の福祉業務を担う「福祉事務所（福祉課）」と地域福祉の推進を担う「社会福祉協議会」を東庁舎 1階へ一体的に設置することで、福祉総合相談窓口を中心とした“福祉相談のワンストップ化”を実施し、地域共生社会の実現を目指します。



● 各機関の主な業務

福祉事務所（福祉課）

- 生活保護に関する業務
- 障害福祉に関する業務
- 地域福祉に関する業務
- 高齢者福祉に関する業務

社会福祉協議会

- 生活支援体制整備事業
- 地域福祉事業
- 相談支援事業
- 障がい者基幹相談支援センター
- NEW・基幹型地域包括支援センター
- NEW・成年後見センター

4月から
移転

福祉総合相談窓口

- 生活困窮者自立支援事業
- NEW・多機関の協働による包括的支援体制構築事業

福祉総合相談窓口が中心となって、各機関が連携します

- ✓ 市民や福祉関係者からの福祉に関するさまざまな相談に対し、一元的な対応やコーディネートを行います
- ✓ 福祉総合相談窓口を拡充し、多機関の協働による包括的支援体制の充実を図ります
- ✓ 自ら相談機関に出向くことが難しい方への訪問支援（アウトリーチ）を行います

社会福祉協議会とは…

「地域福祉の推進を図る団体」と位置付けられている社会福祉法人です。住民主体の原則に基づき、地域の福祉課題解決のために福祉ニーズの把握と住民の福祉意識の向上を図り、地域の一人一人の力を尊重したさまざまな福祉の取り組みを支援します。

稲沢市社会福祉協議会マスコットキャラクター「福ちゃん」

